

<給与所得控除の見直し>

給与収入金額が190万円以下の方の給与所得控除の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられます。

※給与収入金額が190万円を超える方の給与所得控除額は変更ありません。

<各種控除に係る前年中の所得要件等の見直し>

各種控除を受ける場合における所得要件額等が10万円引き上げられます。

扶養控除等に関する所得要件等の改正前と改正後の比較

要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額の要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

<大学生年代の子等に係る特別控除（特定親族特別控除）の新設>

納税義務者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く）を有し、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除を受けることができます。

特定親族特別控除（新設）

親族等の前年の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

<子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長>

次の 1 から 3 までのいずれかに該当する方が、認定住宅等の新築等をして令和 6 年中に居住の用に供した場合の借入限度額を上乗せする措置について、令和 7 年中に居住の用に供した場合まで延長されます。

1. 年齢 19 歳未満の扶養親族を有する方
2. 年齢 40 歳未満であって配偶者を有する方
3. 年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する方

新築住宅の床面積要件を、前年の合計所得金額 1,000 万円以下の方に限り 40 平方メートルに緩和（通常：50 平方メートル）する措置について、建築確認の期限が令和 7 年 12 月 31 日以前に延長されます。